

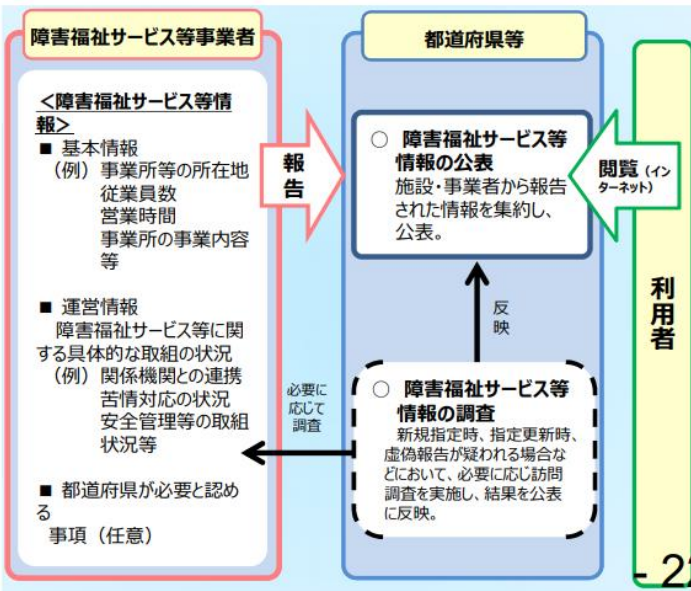
障害福祉サービス等情報公表制度の概要

関連資料4

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

【制度概要】



【HP画面】



障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

- 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
- 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
- 令和3年2月12日現在：掲載事業所数137,305件
参考：令和2年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数127,083件
- 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - 平成31年 3月末日：3,331,687件
 - 令和 2年 3月末日：5,024,466件
 - 令和 3年 1月末日：7,140,016件

令和2年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和2年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で67.7%である。（令和3年2月12日現在）
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も増加しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和3年2月12日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率	政令市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
北海道	53.7%	滋賀県	44.6%	札幌市	61.7%	函館市	64.1%	甲府市	63.6%	福山市	2.8%
青森県	94.9%	京都府	54.7%	仙台市	58.1%	旭川市	53.6%	長野市	71.1%	下関市	65.0%
岩手県	67.2%	大阪府	39.8%	さいたま市	52.4%	青森市	73.4%	岐阜市	62.8%	高松市	56.7%
宮城県	32.8%	兵庫県	90.9%	千葉市	54.2%	八戸市	72.8%	豊橋市	57.0%	松山市	62.8%
秋田県	84.7%	奈良県	64.2%	横浜市	60.8%	盛岡市	77.3%	岡崎市	83.8%	高知市	57.8%
山形県	87.9%	和歌山県	75.7%	川崎市	63.9%	秋田市	70.4%	豊田市	69.4%	久留米市	59.6%
福島県	54.4%	鳥取県	77.4%	相模原市	52.2%	山形市	81.4%	大津市	94.4%	長崎市	59.0%
茨城県	46.2%	島根県	75.6%	新潟市	77.3%	福島市	74.0%	豊中市	57.0%	佐世保市	53.5%
栃木県	62.6%	岡山県	92.4%	静岡市	72.3%	郡山市	89.4%	吹田市	53.7%	大分市	24.5%
群馬県	63.3%	広島県	60.9%	浜松市	60.7%	いわき市	56.6%	高槻市	96.6%	宮崎市	65.3%
埼玉県	45.1%	山口県	83.9%	名古屋市	75.1%	水戸市	42.4%	枚方市	63.5%	鹿児島市	64.3%
千葉県	50.9%	徳島県	57.7%	京都市	52.5%	宇都宮市	64.5%	八尾市	71.2%	那覇市	36.0%
東京都	46.6%	香川県	43.4%	大阪市	62.5%	前橋市	53.8%	寝屋川市	49.9%		
神奈川県	89.4%	愛媛県	81.1%	堺市	52.7%	高崎市	55.7%	東大阪市	87.9%	一般市	更新率
新潟県	99.2%	高知県	41.0%	神戸市	68.3%	川越市	10.1%	姫路市	57.3%	栃木市	68.2%
富山県	59.4%	福岡県	68.0%	岡山市	54.9%	川口市	59.1%	尼崎市	83.5%	我孫子市	87.8%
石川県	76.5%	佐賀県	74.5%	広島市	51.4%	越谷市	64.0%	明石市	65.0%		
福井県	66.1%	長崎県	67.4%	北九州市	98.5%	船橋市	55.6%	西宮市	62.1%	区	更新率
山梨県	63.7%	熊本県	96.5%	福岡市	77.6%	柏市	68.2%	奈良市	64.6%	世田谷区	43.4%
長野県	60.8%	大分県	72.5%	熊本市	81.2%	八王子市	47.2%	和歌山市	50.1%	荒川区	44.1%
岐阜県	82.0%	宮崎県	59.5%			横須賀市	80.3%	鳥取市	74.1%	江戸川区	29.2%
静岡県	82.0%	鹿児島県	49.3%			富山市	55.9%	松江市	73.5%		
愛知県	82.2%	沖縄県	40.3%			金沢市	59.2%	倉敷市	95.8%		
三重県	68.5%					福井市	58.8%	呉市	98.0%		

注）更新率（※）に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含まない。

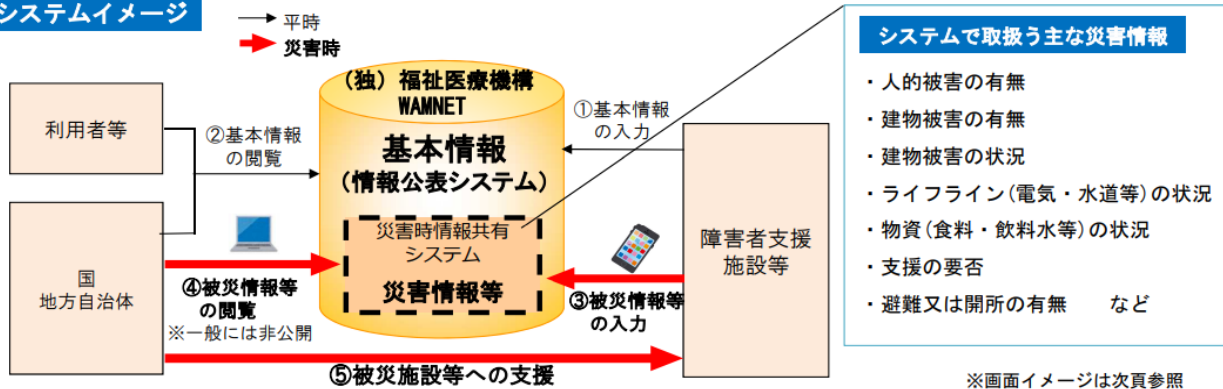
障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

関連資料6

事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ



システム化によるメリット

▶ 被災施設等への支援の迅速化

※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能

▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化

※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

＜今後の予定＞

令和3年3月中旬以降
4月以降

：登録された自治体メールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）